

# 鳥取縣公報

## 告示

鳥取縣告示第三百五十八號

助産婦名簿登錄事項中次のように訂正した

昭和二十二年八月十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 東伯郡古布庄村大字矢下五九一

前住所及開業地 米子市中町二八宮本敏夫方

現住所及開業地 西伯郡淀江町堀田昌俊方

昭和二十二年八月四日住所及開業地變更により助産婦名簿訂正方願出たので昭和二十二年八月十三日訂正

日訂正

山 本 と し 子

大正十五年十二月十五日生

鳥取縣告示第三百五十九號

昭和二十二年八月一日附大井手普通水利組合管理者を次のように變更した

昭和二十二年八月十九日  
第千八百三十五號

火曜日

本誌ノ大キサハ規定純簿5A列

昭和二十二年八月十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣事務吏員 横 山 照 夫

大井手普通水利組合管理者を解く

鳥取縣事務吏員 岸 田 廣 實

大井手普通水利組合管理者を命ずる

## 彙報

昭和二十一年勅令第三百一十一號に關する件

(連合國占領軍の占領目的に有害な行爲に對する處罰等に關する勅令) (昭和二十一年十月二十九日本欄参照)

昭和二十二年七月三日以降本件に關係せる官報登載、連合國最高司令官發 日本政府宛 覺書は左記の通りである。

記

一宣傳用出版物の沒收に關する件

(昭和二十二年七月二十九日付官報参照)